



1週間のニュースが早わかり——福祉・介護の総合情報

老施協

老施協
ViSiON 2035

JS - Weekly

no. 872

発行 令和5年3月31日

編集 公益社団法人
全国老人福祉施設
協議会



今週のトピックス

「令和4年度外国人介護人材に関する実態調査結果」を公表

ポイント!
▶P.2

インボイス制度導入に伴い社会福祉法人会計基準における取り扱いについてのQ&Aを改訂

▶P.10

令和5年度予算成立。一般会計、社会保障関係費は過去最大に 新型コロナと物価高騰対策には2兆円超の追加支出を閣議決定

ポイント!
▶P.3

社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ (NO.2)

▶P.11

新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行および公費支援の具体的な内容を公表

▶P.4

社会福祉法人等の一部書類は電磁的記録で作成し閲覧には電子媒体での供与が基本に

▶P.12

交付金を積極的に活用した物価高騰対策の実施を依頼

▶P.6

マイナンバーカードの取得等の促進に向け、さらなる協力を依頼

▶P.13

介護福祉士国家試験の合格発表、合格者数は6万6711人

▶P.7

個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス一部改正

▶P.14

特別養護老人ホームの経営状況、赤字施設割合が拡大

▶P.8

インド人材の活用、介護業界に期待高まる

▶P.15

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQを改訂

▶P.9

国の一週間

国会 ~6/21 第211回国会（常会）

国会

3/28 参議院 厚生労働委員会

(内閣)官邸

3/29 第12回健康・医療・介護情報利活用検討会

厚生労働省

老施協の一週間

3/31 WEB開催 第4回 研修委員会

全国老施協

4/4 会議

4/7 WEB開催

第1回 広報委員会四役会議

第1回 常任理事会

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL https://www.roushikyo.or.jp

老施協.com



老施協
デジタル



全国老施協

「令和4年度外国人介護人材に関する実態調査結果」を公表

#EPA #在留資格（介護） #技能実習 #特定技能

▶介護人材不足の解消策となるか。解決すべき問題点は？

全国老施協は3月27日、外国人介護人材対策部会が取りまとめた「令和4年度外国人介護人材に関する実態調査結果」を公表した。外国人介護人材の受け入れに関しては、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者、在留資格「介護」、技能実習制度の「介護」、在留資格「特定技能1号」での受け入れを実施している。外国人介護人材対策部会では、今後ますます外国人介護人材の受け入れが進むと見込まれることから、外国人介護人材の受け入れ状況に関する「実態調査」を行っている。

外国人介護人材の受け入れ状況は、「受け入れている」が約42%で、前回調査（令和2年度）から12ポイント増。「受け入れていない」が約49%、「検討中」が約9%だった。

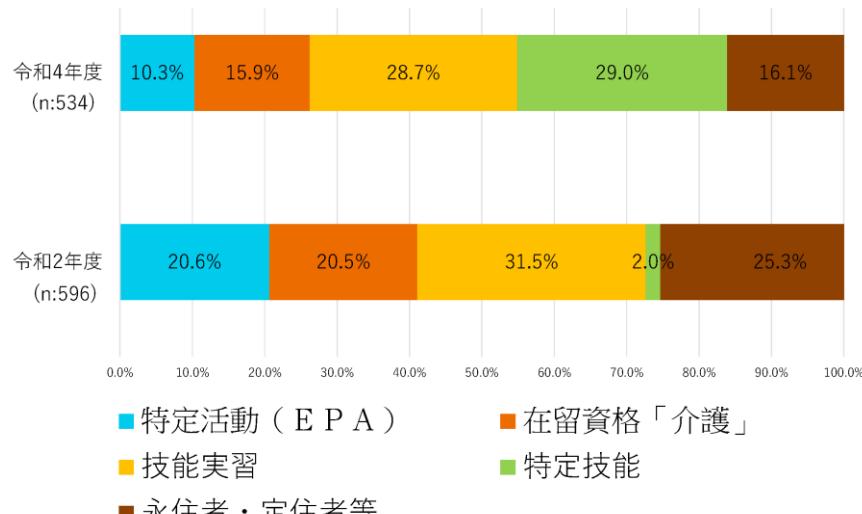
受け入れ在留資格別は右の通り。

割合が多いのは、特定技能（29%）、技能実習（28.7%）。今後の方針については、「増やしたい」「現状を維持したい」が4資格とも80～90%程度を占めている。

採用に関しては、資質や採用コストなどについてなど、さまざまな意見が集まった。

「受け入れていない」「検討中」と回答した施設でも、約9割が、将来の介護人材の不足に対し、不安を感じていることが明らかになった。

各施設での雇用の実態（定着のための働き掛けや勤務条件、住まいに関する補助など）についても調査しており、その内容は全国老施協会員用ホームページに掲載している。



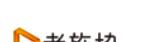
（参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21768&type=content&subkey=480997>）

 ご意見・ご要望は
コチラまで


公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

 TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
 Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
 URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



政府

令和5年度予算成立。一般会計、社会保障関係費は過去最大に 新型コロナと物価高騰対策には2兆円超の追加支出を閣議決定

#一般会計 #社会保障関係費 #予備費 #新型コロナ対策 #物価高騰対策

▶令和5年度の社会保障関係費、過去最大の36兆8889億円

政府の令和5年度予算案は3月28日、参院本会議で与党の賛成多数により可決、成立した。一般会計の総額は過去最大の114兆3812億円（前年度比6兆7848億円増）で、社会保障関係費も過去最大の36兆8889億円（同6154億円増）となった。

厚生労働省の予算は、令和5年度からこども家庭庁に移行する関係部局分を除き、33兆1686億円（同5382億円増）となった。

▶政府、新型コロナと物価高騰に総額2兆2226億円の追加対策を決定

政府は3月28日、新型コロナウイルス感染症と物価高騰への追加対策として、令和4年度の予備費から総額2兆2226億円支出することを閣議決定した。加藤勝信厚生労働大臣は閣議後の会見で、予備費のうち、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金として7365億円、低所得子育て世帯に対する特別給付金として1551億円充てることを説明した。

また、内閣府所管の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」への積み増し分（1兆2000億円）のうち、都道府県などが実施する医療・介護施設などへの支援を目的とした「推奨事業メニュー」に7000億円を支出するとした。

松野博一官房長官は閣議後の会見で、「対策を早急に実行に移し、物価高から国民生活や事業活動を守り抜く」と述べた。

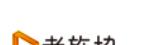
ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



厚生労働省

新型コロナの感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行および公費支援の具体的な内容を公表

#5類移行 #公費支援

▶感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続

厚生労働省は3月20日、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について」（事務連絡）を都道府県、指定都市、中核市の介護保険担当主管部（局）宛てに発出した。これは、3月17日に発出された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について」（令和5年3月17日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の「5. 高齢者施設等における対応」等について、確認および必要な対応を依頼するものである。

【高齢者施設における対応】

1. 基本的考え方

高齢者施設等には重症化リスクが高い高齢者が多く生活しているという特性を踏まえ、対応については、平時からの取り組みを強化しつつ、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は当面継続する。

2. 各種の政策・措置の取り扱い

①医療機関と高齢者施設等の連携

- 医療支援については、位置づけ変更後も、医師による往診等の医療支援の継続、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制の整備が必要。そのため、新型コロナウイルス感染症の患者に係る往診や電話等による相談、入院の要否の判断および入院調整に対応できる医療機関の確保の取り組みをより一層強化すること。
- 医療機関との連携体制を踏まえ、地域における新型コロナウイルス感染症の流行により当該医療機関が対応できない場合には、自治体での調整により速やかに他の医療機関や医師等による対応を可能とする等といった取り組みも進めること。

②高齢者施設等内の感染発生時に対応するための備え

- 陽性者の発生初期から迅速・的確に対応するための備えの支援として、相談窓口機能の強化や電話・オンライン診療の体制構築等に取り組んできた。位置づけ変更後も当面継続する。
- 感染制御・業務継続支援チームの体制強化として、平時から地域（都道府県単位）において、感染制御の専門家と行政機関等の連携体制（ネットワーク）を構築する場合には、「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内感染対策事業の実施について」（平成21年3月30日付医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知）に基づく「院内感染地域支援ネットワーク事業」の活用が引き続き可能である。

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



③高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

- 施設内療養を行う高齢者施設等への補助（施設内療養者1名あたり最大30万円）については、医療機関との連携体制の確保など必要な要件を設けた上で、当面継続する。位置づけ変更後は、要件を満たした施設等に限り補助を実施。なお、本補助は、今後、5類移行後の状況を踏まえて見直しを行う。
- 感染者が発生した高齢者施設等への応援職員の派遣等に対する支援、感染者に対して継続して療養を行う高齢者施設等に看護職員を派遣する場合の派遣元医療機関等への補助については、当面継続する。また、新型コロナウイルス感染症の感染地域における感染拡大防止のため、外部から感染症対策に係る専門家を派遣するための経費についても、補助を当面継続する。

④退院患者の受け入れ促進のための補助

- 高齢の退院患者の介護保険施設での受け入れ促進については、位置づけ変更後も、適切な療養環境の確保や、医療提供体制の確保の観点で重要である。
- 介護保険施設において、医療機関から、退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く）を受け入れた場合の介護報酬上の臨時的な取り扱いについて、位置づけ変更後も当面継続する。
- 都道府県においては、退院基準を満たして退院した要介護高齢者の受け入れに協力する介護老人保健施設の情報を地域の医療機関に提供したが、今後も取り組みを継続するよう希望する。

【患者等に対する公費負担の取り扱い】

①外来医療費の自己負担軽減（9月末までの措置）

- 位置づけ変更後は、新型コロナウイルス感染症の患者が外来で当該感染症に係る治療薬の処方（薬局での調剤を含む）を受けた場合、その薬剤費（手技料等を除く）は全額公費支援の対象とする。

②入院医療費の自己負担軽減（9月末までの措置）

- 位置づけ変更後は、新型コロナウイルス感染症の患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合、他の疾病との公平性も考慮し、医療費や食事代は自己負担とする。ただし、急激な負担増を避けるため、医療保険各制度における高額療養費制度の自己負担限度額から2万円（2万円未満の場合はその額）を減額。

③発熱等の患者に対する検査の自己負担

- 位置づけ変更後は、抗原定性検査キットの普及や他の疾病との公平性を踏まえ、自己負担分の公費支援を終了する。

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/001074917.pdf>）

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



厚生労働省

交付金を積極的に活用した物価高騰対策の実施を依頼

#物価高騰#電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

▶ 全国老施協など医療・介護関係団体の要望が実り、厚生労働省が通知

全国老施協（会長：平石朗）では、令和5年度の物価高騰支援の実施とともに、令和4年度の物価高騰地方創生臨時交付金の自治体間のバラツキ（対象サービス、支援額の単価等）について、その是正を国から各自治体へ働きかけるよう医療・介護関係団体と連携して要請活動を行ってきた。



▶ 厚生労働省が各都道府県・市区町村に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の積極的な活用と実施状況の調査を依頼

全国老施協など医療・介護関係団体の要望を受けて厚生労働省は3月29日、各都道府県及び市区町村に対し「介護サービス事業所・施設等への支援に関する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」等の活用について」を発出した。

この通知は、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受けている介護施設等において、食材料費の値上げ、光熱水費の高騰、事業者の建築資材費等の高騰等についても、自治体の判断により、重点交付金等を積極的に活用し、利用者や事業者の負担の軽減に向けた取組を進めていくことについて改めて依頼するとともに、各自治体における重点交付金の積み増し分を活用した介護施設等に特化した支援の実施の有無やその内容について報告を求めている。

詳細については、全国老施協HPを参照。

(参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=contents&subkey=484506>)

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



厚生労働省

介護福祉士国家試験の合格発表、合格者数は6万6711人

#介護福祉士国家試験 #EPA

▶合格率は過去最高の84.3%

3月24日、第35回介護福祉士国家試験の結果が発表された。受験者数は7万9151人で、合格者数は6万6711人。合格率は過去最高の84.3%となった。

▶EPA介護福祉士候補者の合格者数は754人、合格率は65.4%

経済連携協定（EPA）に基づく外国人（ベトナム、インドネシア、フィリピン）介護福祉士候補者の受験者数は1153人、合格者数は754人で、合格率は65.4%であった。

合格者数を国籍別に見ると、インドネシアが343人（合格率63.8%）、フィリピンが238人（同54.7%）、ベトナムが173人（96.1%）となっている。

また、EPA介護福祉士候補者（令和元年度入国）の滞在期間延長の条件となる「第35回介護福祉士国家試験」の得点基準は、合格基準点（75点）の5割以上の得点となる38点と発表された。

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32019.html）

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32111.html）

（参考資料：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32212.html）

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



福祉医療機構

特別養護老人ホームの経営状況、赤字施設割合が拡大

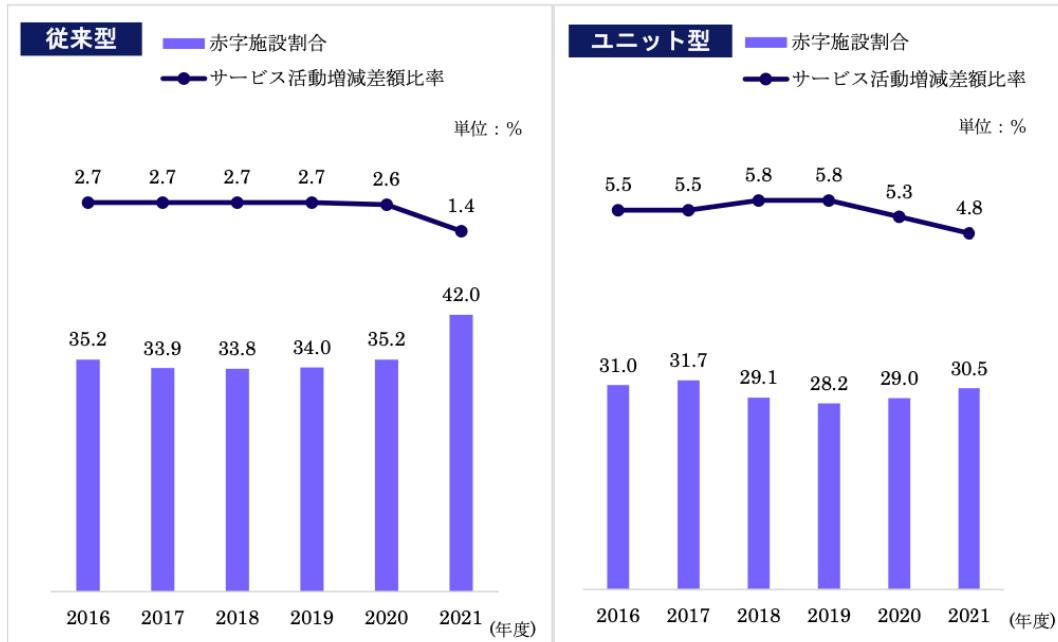
#特別養護老人ホーム #経営状況 #赤字

▶人件費やコストの増加で「ユニット型」「従来型」共に利益率が低下

福祉医療機構（WAM）は3月24日、令和3年度特別養護老人ホームの経営状況についての調査結果を公表した。この調査は、WAMの貸付先の特別養護老人ホーム4946施設（ユニット型3190、従来型1756）を運営する社会福祉法人を対象に、その財務諸表を分析してまとめたもの。

それによると、介護報酬のプラス改定や処遇改善加算の算定率上昇などにより、利用者単価は前年度よりも上昇しているものの、人件費率の上昇や水道光熱費などの高騰で経費率が上昇。その結果、従来型、ユニット型の利益率がいずれも前年度を下回り、赤字施設の割合が従来型が42.0%、ユニット型が30.5%に拡大した。

▼ 特別養護老人ホームの赤字施設割合とサービス活動収益対サービス活動増減差額比率の推移



WAMは、赤字施設の共通点として、利用率と利用者単価が低い、人件費率が高い、加算の算定率が低い、といった点を挙げた。また、待機者数の減少や高齢者人口が減少に転じる地域も出てきている中、「今後はいっそう利用者・待機者の確保が安定した運営のカギになる」と指摘している。

(参考資料：https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/230324_No017.pdf)

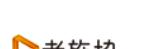
ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



厚生労働省

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQを改訂 #社会福祉法人制度改革

▶ 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQに追加

厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉法人担当課（室）に対し、「『社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について』に関するFAQの改訂について」を発出した。既出のFAQに、問の追加があった。

■追加

問44-3-2 理事は、利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならないとされているが、「重要な事実」とは何か。

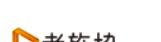
- （答） 1. 重要な事実の開示は、理事会が承認をすべきか否かを判断するための資料を提供するために行われる。したがって、重要性の判断も、この見地からなされる。
2. 「重要な事実」の具体例としては、取引の相手方、取引の種類、目的物、数量、価格、履行期、取引の期間などが考えられる。間接取引の場合には、相手方、主債務者の返済能力なども考えられる。

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



厚生労働省

インボイス制度導入に伴い社会福祉法人会計基準における取り扱いについてのQ&Aを改訂 #社会福祉法人会計基準 #インボイス制度

▶ 「他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ&A」に追加

厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉法人担当課（室）に対し、「他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ&Aの送付について（その2）」を発出した。令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されることに伴い、社会福祉法人における消費税・地方消費税の会計処理にかかる問が追加されている。

■追加

問2-2 インボイス制度導入後も税込方式を継続して採用できるか。

（答） インボイス制度導入後の消費税等の会計処理について、現在税込方式を採用している法人においては、従来どおり税込方式を継続して採用しても差し支えない。

問2-3 インボイス制度の導入に伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更する場合の計算書類の取扱いはどのようになるか。

（答） インボイス制度の導入に伴い、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更する場合においては、過去の期間に消費税等が算入された固定資産等の取得原価を修正する際、相当の期間にわたり情報を入手することが必要となり、実務的な対応に困難を伴うことが想定されるため、変更初年度の期首より前までに消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しないことができるようとする。また、消費税等の会計処理（方針）の変更に関する「計算書類に対する注記」において、当該変更による影響額の記載についても法人負担に鑑み記載しないこととする。

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076004.pdf>）

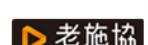
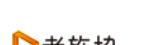
ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



厚生労働省

社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.2）

#社会福祉連携推進法人

▶社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.1）に追加、追記

厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉連携推進法人担当課（室）に対し、「社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（NO.2）」を発出した。FAQ（NO.1）に、問の追加と既出の答に一部追記があった。

■追加

- 問24-2 物資調達にあたり、連携推進法人が社員の契約をとりまとめて契約代行を行う場合には、物資等供給業務に該当するのか。
- 問49-2 問49-1の場合において、当該法人が定款の定めによる会計監査人設置連携推進法人である場合、認定を受けた会計年度の期首（X1年4月1日）から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間についても会計監査を行わなければいけないのか。
- 問50-2 社会福祉法人の契約等の取扱いについては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等連名通知。以下「入札通知」という。）により示されているが、当該通知は、連携推進法人が行う契約については適用されないのか。
- 問54 連携推進法人が国外において活動を行うことは可能か。

■答に追記があった問

- 問34 「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日付社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）別添の「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」（以下「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」という。）第4の5に、「社会福祉事業を経営する法人は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たり、その所属する社会福祉連携推進法人の社員である旨を明示しておかなければならない」とあるが、「明示」の方法とはどのようなものか。
- 問49-1 一般社団法人が、従来から公益法人会計基準を適用してきたところ、X1年10月1日に連携推進法人の認定を受けた。この場合、認定を受けた会計年度の期首（X1年4月1日）から認定を受けた日の前日（X1年9月30日）までの期間について社会福祉連携推進法人会計基準を適用することになるのか。

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001075998.pdf>）

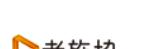
ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



厚生労働省

社会福祉法人等の一部書類は電磁的記録で作成し

閲覧には電子媒体での供与が基本に

#デジタル社会の実現

►デジタル社会の実現に向けて社会福祉法人等の一部書類でデジタル化を推進

厚生労働省は3月22日、自治体の社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人担当課（室）に対し、「社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の届出書類等に係る閲覧の手続について」を発出した。令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえ、社会福祉法人等の一部書類について電磁的記録で作成するとともに、閲覧の請求があった場合にはメール等に電子媒体を添付する形で行うことを基本とするというもの。対象となる書類は次の通り。

- 計算書類等（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の32第3項及び第4項（法第138条において準用する場合を含む。））
- 財産目録等（法第45条の34第3項（法第138条において準用する場合を含む。））
- 会計帳簿（法第45条の25）
- 評議員会の議事録（法第45条の11第4項）
- 評議員会の決議の省略に係る議事録（法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団に関する法律（平成18年法律第48号）第194条第3項）
- 理事会の議事録等（法第45条の15第2項及び第3項）
- 清算人会の議事録等（法第46条の20第2項及び第3項）
- 清算法人の貸借対照表等（法第46条の26第2項）
- 吸收合併契約に関する書面等（法第51条第2項及び法第54条第2項）
- 新設合併契約に関する書面等（法第54条の7第2項）
- 吸收合併に関する書面等（法第54条の4第3項）
- 新設合併に関する書面等（法第54条の11第3項）
- 社会福祉連携推進方針（社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添「社会福祉連携推進法人認定・運営基準」第4の10（1）③）
- （資金）収支予算書を作成する旨を定款で定めている場合にあっては、（資金）収支予算書

（参考資料：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf>）

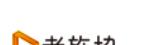
ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！



厚生労働省

マイナンバーカードの取得等の促進に向け、さらなる協力を依頼

#マイナンバーカード #健康保険証 #公金受取口座

►マイナンバーカード取得促進、出張申請受け付け等の積極的受け入れに取り組むよう要請

厚生労働省は3月24日、「マイナンバーカードの取得、健康保険証利用申込及び公金受取口座登録の促進について（依頼）」（事務連絡）を介護保険関係団体宛てに発出した。これは、会員事業者に対して、マイナンバーカードの積極的な取得、健康保険証の利用申し込みおよび公金受取口座登録の促進について要請すると共に、関係資料等の情報提供を依頼するものである。

詳細については、全国老施協HPを参照。

このほか、既存のリーフレットおよびチラシについては、デジタル庁HPからダウンロードの上、メールでの周知やインターネットへの掲載に利用することもできる。

（参考資料：<https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=481033>）

（参考資料：https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/）

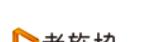
ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！



厚生労働省

個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス一部改正

#個人情報ガイダンス一部改正 #4月1日施行

▶個人情報の保護に関する法律の一部改正による適用範囲拡大を反映。4月1日から

厚生労働省は3月29日、自治体および関係団体に対し、通知「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの一部改正について」を発出した。令和5年4月1日から施行されるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」）第51条の規定により個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」）の一部が改正されることに伴うガイダンスの一部改正を知らせ、周知を求めている。

改正の主な内容は次の通り。

個情法の一部改正により、地方公共団体または地方独立行政法人が運営する病院（大学病院を含む。）および診療所が、個情法上の個人情報取扱事業者の規律の一部の適用対象となるため、ガイダンスの主に次の事項において、その適用関係を明確化する。

- I 「3. 本ガイダンスの対象となる「医療・介護関係事業者」の範囲」
- III 「本ガイダンスの対象となる事業者の種別と法の適用関係」
- IV 「13. 保有個人データに関する事項の公表等（法第32条）」から「17. 理由の説明、事前の請求、苦情の対応（法第36条、第39条～第40条）」まで

詳細については、全国老施協HPを参照。ガイダンスおよび新旧対照表も閲覧できる。

(参考資料：<http://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=483341>)

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



介護業界

インド人材の活用、介護業界に期待高まる

#インド人 #介護人材確保

▶インドは中国を抜き人口最多、能力の高さにも大きな評価

介護現場での人材不足が深刻化する中、外国人の介護人材受け入れ施策が推進されている。

その中でインドの介護人材を登用する動きが広まっている。国連によると、インドは今年中国を超える人口が最多となり、労働人口も世界最大規模となる。

外国人が日本で介護職として就労するための制度には、①EPA（経済連携協定）、②技能実習制度、③在留資格「介護」、④在留資格「特定技能」の4つがあり、インドの介護人材を受け入れる場合は、②～④のいずれかの方法による。

1月中旬には、山形、岐阜、長崎の3県で介護施設の運営に携わる5企業・団体の経営者らがインドの企業2社を視察した。2社は、技能実習生の教育や手続きをする送り出し機関。経営者らは、インドの受講生の能力や意欲の高さに驚き、今後のインド人への採用に意欲を見せた。

現状では、インド人を採用している介護施設はまだ少なく、技能実習生でみると、令和4年時点で日本に在留する技能実習生は約32万7000人だが、インドからの実習生は300人余り。上位を占めるのはベトナム、インドネシア、中国だ。

ただし、中国やベトナムは、賃金水準の向上や円安で人材確保が難しくなりつつあるといわれている。国の試算では、令和22年度には、介護職員が令和元年度より約69万人の増員が必要とされる。インド政府も介護人材の送り出しに積極的で、今後は介護現場でインド人が重要な戦力になると期待が高まっている。

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル



告知・依頼

告知	3/31	全国老施協	全国老施協デジタル化ボトムアップ支援事業における実証施設の実地研修について →New!
	3/31	全国老施協	デイサービス事業継続・経営改善セミナー 開催要項 →New!
	3/24	全国老施協	誤嚥事故予防セミナー
	3/3	全国老施協	令和4年度潜在介護職員復職支援プログラム 開催要項
	2/17	全国老施協	令和4年度社会福祉法人会計基準実践的決算講習 開催要項
	1/13	全国老施協	令和4年度介護人材確保総合セミナー 開催要項
	11/4	全国老施協	先進事例特集 現場視点の介護施設におけるロボット・ICT導入
	11/4	全国老施協	デジタル介護セミナー 全国老施協版介護ICT導入モデル実証事業 ~全国8ブロックの実証と機器導入の実際~
	原則 毎週水曜	相談支援	法律相談窓口 (JS リーガルサポート) 原則として、毎週水曜日 (祝祭日を除く) の14:00-17:00 (03-5215-7725)
	3/24	(公社) 日本看護協会	認定看護管理者教育課程の受講を支援！
依頼	3/3	(公財) 日本生命財団	2023年度 ニッセイ財団 高齢社会助成 「地域福祉チャレンジ活動助成」公募開始のご案内
	2/3	厚生労働省	労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』
	11/25	国税庁	令和5年10月から消費税インボイス制度が始まります。
	7/29	厚生労働省	医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度

ご意見・ご要望は
コチラまで



公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL https://www.roushikyo.or.jp

Twitter, Facebook, Instagram, LINE でも情報発信中！

老施協.com



老施協
デジタル





全国老施協版介護 ICT 導入モデル普及研修について

全国老施協では、全国老施協版介護 ICT 導入モデル事業の成果を普及させるため、同事業の各実証施設（以下「実証施設」）を受託実施者として実地研修を実施します。つきましては、実地研修に参加する施設を前期と後期に分けて募集いたします。詳細は下記よりご確認ください。

（主催：公益社団法人全国老人福祉施設協議会）

概要

全国老施協版介護 ICT 導入モデル事業に参加した全実証施設が、経験を踏まえて丁寧に助言いたします。実地研修を実施する実証施設並びに各施設における導入機器と実証の効果・実績については、下記をご覧ください。

ブロック名/ 施設名	ICT 導入機器	主な効果
北海道ブロック/ 南幌みどり苑	●見守り機器：ライフレンズ（システム+感知センサー+映像センサー）、aams センサー ●ナースコール：ココヘルパ G	●夜間の訪室業務の負担軽減：夜間の歩数約 14.9% 減 ●覚醒状況に応じた排泄介助の促進：夜間排泄介助時間 21.7% 減
東北ブロック/ 春園苑	●見守り機器：ネオスケア（新規）、眠り SCAN（増設） ●その他：クリアトークカム（増設）	●利用者の状況に合わせたケアを行えるようになったと回答した割合が 96.3% ●ネオスケア対象入所者はアラート発生時の訪室回数が 51 回から 18 回に減少
関東ブロック/ 砧ホーム	●見守り機器：眠り SCAN	●覚醒状態に応じた起床介助で、約半数の職員が「モーニングケアがスムーズになった」と回答 ●おむつ漏れ・おむつ外しの回数減少 ●20 時～5 時の業務における夜間の定期巡回時間や定期巡回以外の訪室時間が半減
東海北陸ブロック/ ささづ苑かすが	●介護記録：ケアカルテ、CareWiz ハナスト（音声入力システム） ●見守り機器：眠り SCAN（増設） ●その他：ドキュワークス（文書管理）、Zmeeting（議事録作成）	●記録時間は 33 分から 17 分に半減、記録量は約 2 倍に増加 ●半数の職員が「入所者の状況に合わせたケアが促進された」と回答
近畿ブロック/ 六甲の館	●見守り機器：aams・aams ネットワークカメラ ●連携プラットフォーム：ライフレンズ	●夜間の訪室回数が入所者一人あたり 6.3 回から 3.8 回に減少 ●夜間待機時間は 99 分から 204 分となり、ノーリフトケア関連業務時間が増大 ●91.7%の職員が「ケアの質が向上した」と回答
中国ブロック/ 高寿園	●見守り機器：眠り SCAN ●介護記録：ケアカルテ、CareWiz ハナスト（音声入力システム）	●夜間の訪室回数が入所者一人あたり 6.4 回から 4.1 回に減少 ●70%の職員が「睡眠日誌を活用し入所者にあわせたケアができるようになった」と回答 ●記録作成時間が 36.9 分から 15.2 分に減少
四国ブロック/ あかね	●見守り機器：AI 見守りカメラ、ラウンジ用ネットワークカメラ ●介護記録：ケア ToDo	●78%の職員が「ケア実施時間の職員間のばらつきが減った」と回答。「記録作成が簡単になった」との回答も 85% ●夜間の定期外巡回時間が約 33 分から約 20 分に削減
九州ブロック/ ほほえみの園	●見守り機器：まもるの ●ナースコール・カメラ：ココヘル パ VP	●夜勤時間の縮減シフト変更後も、事故発生なし、職員ストレス（Fitbit で計測）も過度な負担なし ●日中のアクティビティである買物の回数が月 2 回から 7 回に増加、職員の入浴介助時間も 1.5 時間から 2.7 時間に増加

資料の詳細につきましては、老施協 HP にてご覧いただけます。

（掲載先）全国老施協 HP > 役立つサービス > ICT・ロボットの活用
> 全国老施協版 介護 ICT 導入モデル事業 報告書等

QR▶



参加費

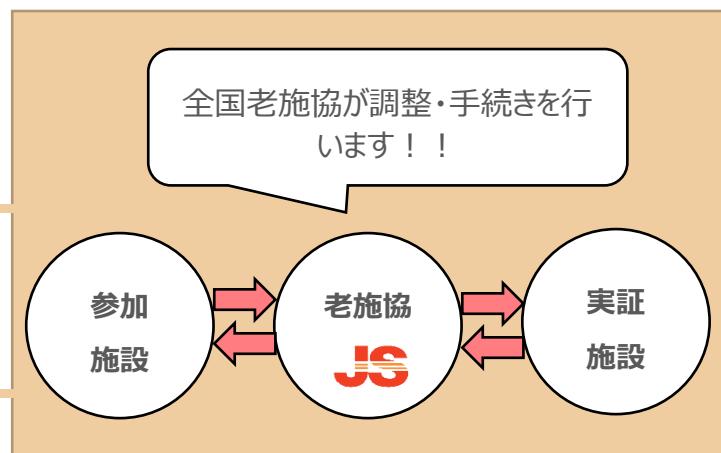
会 員:5千円/参加者一人当たり
非会員:1万円/参加者一人当たり
※原則、1組につき4名までとなります。
※参加費には資料代が含まれます。

募集期間

前期:令和5年4月1日~4月末
後期:令和5年9月1日~9月末

実施期間

前期:令和5年6月~10月
後期:令和5年11月~令和6年3月



手続き

申込書に必要事項をご記入の上、下記の宛先にお送りください。

なお、手続きに関する申込書等は、本会HPに掲載しております。下記の掲載ページよりダウンロードいただけますと幸いです。

【資料の掲載ページ】全国老施協HP>役立つサービス>ICT・ロボットの活用>実地研修について

【申込方法】メール

【申込書送付先】

【公益社団法人全国老人福祉施設協議会 事務局】 E-mail: js.jimukyoku02@roushikyo.or.jp
(担当:鈴木)

※件名に「実地研修の申込」とご記入ください。

※原則として、施設所在地のブロックの実証施設となります。なお、地理的な事情や導入したい機器によって他ブロックの実証施設を希望する場合は、当該施設を選択してください。

問い合わせ先

【公益社団法人全国老人福祉施設協議会 事務局】

TEL:03-5211-7700 E-mail: js.jimukyoku02@roushikyo.or.jp(担当:鈴木)

デイサービス事業継続・経営改善セミナー 開催要項

—開催趣旨—

通所介護事業所のコロナ禍における経営状況は、物価高騰の影響も相まって、通常規模型の事業所の2021年度のサービス活動増減差額比率が0.7%と過去最低の水準まで低下し、赤字事業所も46.5%を占め（福祉医療機構「2021年度（令和3年度）通所介護の経営状況について」）、デイサービスは極めて厳しい現状にあります。

そのような状況において、地域包括ケアシステムの中でデイサービスを取り巻く状況は現在どのようにになっているのか、その現状から今後のデイサービスの経営をどう考えていくのか。また、次期報酬改定も見据えつつ、将来に向けて加算をどう捉えて算定すべきなのか。本セミナーは、これからのデイサービスの経営戦略と事業継続に向けた視点及び加算算定の具体策の理解を深めることを目的として、オンデマンドにより行います。

1 主 催 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

2 開催形式 オンデマンド動画配信

- ・本セミナーは下記の配信期間であれば、いつでもどこからでも視聴することができます。
- ・お申込後5営業日程度を目途に請求書をお送りいたします。
- ・下記受講費のご入金が確認できた方へ別途、視聴のご案内をメールにてお送りいたします。

3 申込期間 令和5年3月14日（火）～令和5年5月26日（金）

4 配信期間 令和5年3月28日（火）～令和5年6月16日（金）

5 受講費 会員：3,000円／非会員：6,000円

6 受講対象 デイサービスの管理者、ミドルリーダー等

下記の①か②のいずれかでお申し込みください。

①全国老施協 HP の下記申込ページよりお申込（推奨）

■ 申込ページ：<https://www.roushikyo.or.jp/js-purchase.html?tab=2>

②別添の「参加申込書」をFAXまたはメールにて送信

- 8 備考**
- 上記「7.申込方法」①の場合、全国老施協会員の方は、必ず「会員ログイン」のうえ、本セミナーを選択したうえで、お申込ください。
 - 申込内容の変更や申込取消がある場合は下記「問い合わせ先」までご連絡ください。
 - 配信開始日以降の受講費のご返金は原則として対応しかねます。
 - 配信開始日の前日までに申込取消のご連絡をいただいた場合、受講費のお振込の必要はございません。
 - お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）は、個人情報保護法の規定に基づき、セミナー運営業務（申込者の管理、申込者への連絡等）以外には使用いたしません。

時 間	内 容
60 分程度	<p>1. 通所介護を取り巻く状況とこれからの経営に向けて</p> <p>【概要】</p> <p>通所介護の経営状況や経営指標などから取り巻く状況を把握しつつ、いわゆる軽度者移行問題の経過と背景のほか、次期報酬改定にて新たに導入が検討されている「複合型サービス」や今後に算定すべき加算などについて情報を共有します。</p> <p>そのうえで、「勝ち残る」ためにはどのような考え方が重要であり、どういった取組が求められるのか、地元の動向把握や分析、魅力あるデイサービスへの取組内容など具体例を示しつつ、今後の通所介護の経営に向けた方向性を提案します。</p> <p>【講義内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通所介護を取り巻く状況について ○ 要介護 1・2 の方へのサービスの地域支援事業への移行に関する問題について ○ 次期報酬改定に向けて ○ これからの通所介護の経営に向けて <p>【講師】 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 デイサービスセンター部会 部会長 波瀬 幸敏</p> 
30 分程度 × 5 加算	<p>2. 算定すべき加算の解説とポイント～算定への「虎の巻」～</p> <p>【概要】</p> <p>通所介護の各加算は、その内容と算定要件から取得率の高低幅が大きい中で、利用者のADL維持・向上や今後の通所介護の「経営」の観点から、算定すべきと考えられる加算について、それぞれ算定要件には何が求められるのか、申請はどのように行うのか、どういった取り組みを実施しなければならないのか等、その基準と算定に向けたポイントを解説します。</p> <p>【講義内容（解説する加算）】 ※それぞれ 30 分程度</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入浴介助加算 ○ 生活機能向上連携加算 ○ 個別機能訓練加算 ○ 栄養ケア・マネジメントに関する加算 ○ ADL 維持等加算 <p>【講師】 株式会社 ケアモンスター 代表取締役 田中 大悟 氏</p> 

〔お問合せ先〕

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 事務局 (担当: 佐々木・安宗)
〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7 階
TEL: 03-5211-7700 / FAX: 03-5211-7705
MAIL: js.jigyou01@roushikyo.or.jp

誤嚥事故予防セミナー

一開催趣旨一

本研修は、令和元年度介護事故等検証ワーキングチームによって検討された「誤嚥に関する介護事故予防と事故発生時の対応の方針（詳解）」を基に、誤嚥の原因から予防方法、事故後の対応や救命措置など、法律・食事・救命と多角的な視点から誤嚥事故予防について学ぶことができます。

適切なマニュアルの作成、正しいケアの方法を習得し、専門職として利用者の自立支援に挑戦していただくこと、ならびに重度化防止に向けたサービス提供の観点からも万全な対応を図るために、誤嚥に関する予防・事故対応の方針について学んでいただくことを目的としております。

1 主催 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

2 開催形式 オンデマンド動画配信

- お申込者の方には申込後 5 営業日以内を目処に、郵送にて請求書をお送りいたします。
- 配信予定日以降、受講費のご入金が確認できた方から研修動画視聴のための URL を申込時にご登録いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。

3 申込期間 令和5年3月23日（木）～令和5年6月16日（金）

4 配信期間 令和5年3月30日（木）～令和5年6月30日（金）

5 受講費 会員：3,000円 / 非会員：6,000円

※本研修は1申込に対し、同一施設・事業所内の職員皆さままでご視聴いただける研修です。

6 受講対象 高齢者福祉施設の施設長、職員等

7 申込方法
全国老施協ホームページ（<https://www.roushikyo.or.jp/>）の
「募集・申込」⇒「研修・動画・資料等の申込」にアクセスいただき、お申し込みください。
（※全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえご購入ください）

※申込内容の変更や参加取消を行いたい場合は、【9】問い合わせ先までご連絡ください。

※配信開始日以降の受講費のご返金は原則として対応いたしかねます。

※配信開始日の前日までに申込み取消のご連絡を頂いた場合、受講費のお振込は必要ありません。

※お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務（参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等）以外には使用しません。



会員の方は
こちらから
←お申込みできます

会員外の方のお申
込み、研修一覧の
ご確認はこちら→



全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえご購入ください

時間	内容
計 約 180 分	<p>① 誤嚥に関する介護事故予防と事故発生時の対応の方針（約 13 分） 介護・福祉系法律事務所 おかげさま 代表弁護士 外岡 潤 氏</p> <p>② 誤嚥のメカニズム （約 15 分） 特別養護老人ホーム ほほえみ福寿の家 歯科栄養士 伊藤 ひとみ 氏</p> <p>③ 誤嚥と他の症状（脳梗塞等との違い） （約 13 分） 特別養護老人ホーム 博水の郷 認定看護師 渡邊 麻衣子 氏</p> <p>④ 誤嚥時の救急対応の考え方（約 30 分） 医療法人社団 元気会 横浜病院 副院長 中村 大輔 氏</p> <p>⑤ リスクマネジメント I ～判例の射程～（約 10 分） 宮澤潤法律事務所 弁護士 長野 佑紀 氏</p> <p>⑥ リスクマネジメント II ～契約及び同意の考え方～ （約 14 分） 介護・福祉系法律事務所 おかげさま 代表弁護士 外岡 潤 氏</p> <p>⑦ 見守りの基本 ～異変の特徴～（約 6 分） 社会福祉法人黒潮園 理事長 岡 司 氏</p> <p>⑧ 安全な食事支援のために （約 20 分） 特別養護老人ホーム 博水の郷 認定看護師 渡邊 麻衣子 氏</p> <p>⑨ 食形態等の工夫 （約 10 分） 特別養護老人ホーム アコモード 管理栄養士 寺山 加恵 氏</p> <p>⑩ 救命マニュアル総論（約 12 分） 社会福祉法人黒潮園 理事長 岡 司 氏</p> <p>⑪ 救命措置 異物除去と心肺蘇生法（約 40 分） 医療法人社団 元気会 横浜病院 副院長 中村 大輔 氏</p>

令和4年度潜在介護職員復職支援プログラム

開催要項

一開催趣旨一

全国老施協では、今は介護の仕事に就いていないという方に、昨今の処遇改善の状況や、介護の職場の変化をお知らせし、介護現場の魅力を再発見していただくことを目的とした「潜在介護職員復職支援プログラム」を実施しています。配信期間内であれば何度でも視聴できますので、お好きな時間帯にご視聴いただけます。是非皆様にご参加いただければと思います。

1 主 催 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

2 開催形式 オンデマンド動画配信

※配信期間内であればいつでもご視聴可能です。

3 申込期間 令和5年2月20日（月）～令和5年5月17日（水）

4 配信期間 令和5年3月10日（金）～令和5年5月31日（水）

5 受 講 費 無料

・介護福祉士資格を有している者。

・介護福祉士資格を取得しようとしている者または、過去に介護現場での就業経験がある者で、現在就業していないか介護分野以外で就業している者。

7 申込方法 全国老施協ホームページ（<https://www.roushikyo.or.jp/>）の

「募集・申込」⇒「研修・動画・資料等の申込」にアクセスいただき、お申し込みください。

8 プログラム ※令和2年度の内容を一部編集し、処遇改善（賃上げ）の状況を最新のものにしています。

時間	内容
約80分	<p>講義動画</p> <p>1. 開会挨拶 2. 介護の仕事を支える制度・取組等の紹介 3. 介護福祉士に求められる役割・目指すべき介護福祉士像 4. 認知症のある方への対応の充実 5. 身体拘束等の適正化の推進 6. 看取り期における対応の充実 7. 就業先の選び方のポイント</p> <p>講義 1・2・7 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 講義 3・4・5・6 公益社団法人 日本介護福祉士会</p>
90分	<p>施設紹介動画</p> <p>介護現場の魅力！全国の介護施設・事業所の様子をお伝えいたします。</p>

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会（担当：浅沼・田中・青木）

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7F

TEL: 03-5211-7700 FAX: 03-5211-7705

E-mail: js.jinzai@roushikyo.or.jp URL: <http://www.roushikyo.or.jp/>

9

問合わせ先

社会福祉法人会計基準実践的決算講習 開催要項

正しい会計データに基づく適正な運営を！

～〈改正社会福祉法及び省令・社会福祉法人会計基準対応〉と
決算処理の一連の流れ～

—開催趣旨—

本会では、社会福祉法人の行う介護保険事業の基礎的な会計知識と月次の会計処理を学んでいただくため、「社会福祉法人会計基準実践的基礎講習」を令和4年10月より配信しております。

今回の決算講習は、基礎講習で学んだ知識をもとに、当該事業年度の決算書を作成するための一連の手続きやポイントを学ぶほか、平成29年度より施行された改正社会福祉法に基づく決算承認手続とそのスケジュール、法人に求められる「事業運営の透明性の向上」（備置きと閲覧及び情報の公開等）、「財務規律の強化」（社会福祉充実計画の承認等）のポイントについて、会計基準省令、関連通知等から学び、併せて社会福祉充実残額算定の仕組みを知ることから、その意味と対策を考える基礎的理解を進めます。社会福祉法改正と同時に省令となった社会福祉法人会計基準による決算処理の正しい理解と運用にむけ、本講習会を開催いたします。

1 主催

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

2 開催形式

オンデマンド動画配信（※令和3年度に配信したものと同じ内容です）

- 申込者の方には申込後5営業日以内を目処に、郵送にて請求書をお送りいたします。
- 配信予定日以降、受講費のご入金が確認できた方から研修動画視聴のためのURLを申込時にご登録いただいたメールアドレス宛にご連絡いたします。

3 申込期間

令和5年2月10日（金）～令和5年5月8日（月）

4 配信期間

令和5年2月17日（金）～令和5年5月19日（金）

5 受講費

会員：3,000円 / 非会員：6,000円

※本研修は1申込に対し、同一施設・事業所内の職員皆さままでご視聴いただける研修です。

6 受講対象

会計実務担当者、管理職員など

※日商簿記三級程度以上の知識のある方、または社会福祉法人会計の経験がある方が望ましいです。

※税理士、公認会計士及びコンピューターシステム会社等の関係者の参加はご遠慮ください。

7 申込方法

全国老施協ホームページ（<https://www.roushikyo.or.jp/>）の「募集・申込」⇒「研修・動画・資料等の申込」にアクセスいただき、お申し込みください。

（※全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえご購入ください）

※申込内容の変更や参加取消を行いたい場合は、【9】問い合わせ先までご連絡ください。

※配信開始日以降の受講費のご返金は原則として対応いたしかねます。

※配信開始日の前日までに申込み取消のご連絡を頂いた場合、受講費のお振込は必要ありません。

※お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務（参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等）以外には使用しません。



会員の方は
こちらから
←お申込みできます

会員外の方のお申
込み、研修一覧の
ご確認はこちら→



全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえご購入ください

8 プログラム

時間	内容
計約 6 時間	<p>I. 決算作業の流れと資産の確認・評価（約 90 分）</p> <ul style="list-style-type: none">1. 決算スケジュールの概要2. 資産の実在性確認と評価 (現金預金、有価証券、貯蔵品、事業未収金等、立替金・仮払金、前払金等、固定資産) <p>II. 決算確認事項①（約 75 分）</p> <ul style="list-style-type: none">1. 負債科目の確認（未払金等、預り金等、借入金）2. リース会計3. 資金使途制限の確認 <p>III. 決算確認事項②（約 90 分）</p> <ul style="list-style-type: none">1. 減価償却費の計上と固定資産廃棄処理2. 国庫補助金等特別積立金3. 基本金の処理4. その他の積立金の考え方と会計処理5. 引当金（賞与引当金・徴収不能引当金・退職給付引当金）6. 決算確認事項まとめ（チェックポイント） <p>IV. 経理規程の重要性（約 55 分）</p> <ul style="list-style-type: none">1. 経理規程の内容確認と重要ポイントの解説 (帳簿組織・会計伝票・予算の必要性・出納・寄附金の取り扱い・現預金管理・固定資産管理など) <p>V. 固定資産に関する会計処理（約 90 分）</p> <ul style="list-style-type: none">1. 固定資産の会計処理（取得時・廃棄時・移管時）2. 原価償却費の計算3. 国庫補助金等特別積立金の基礎知識4. 資本的支出と修繕費（施設の大規模改修・修繕に関する会計処理）5. リース会計の基礎6. 固定資産の管理

株式会社川原経営総合センター
経営コンサルティング部門 統括補佐
森田 敏史 氏

9 問い合わせ先

公益社団法人全国老人福祉施設協議会（担当：淺沼・大和田・荒川）
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7F
TEL：03-5211-7700 FAX：03-5211-7705
E-mail: js.kenshu@roushikyo.or.jp

令和 4 年度介護人材確保総合セミナー 開催要項

—開催趣旨—

介護老人福祉施設では 72.8%もの施設が「介護職員の不足を感じる」とする調査結果（介護労働安定センター 令和 3 年度「介護労働実態調査」より）が発表されており、外国人介護人材の活用予定については、31.4%となっております。

本セミナーでは、株式会社リクルートと連携し、採用マーケティングの考え方や職場の魅力の見つけ方と PR 方法、採用活動における効果的・効率的な発信や対応方法等、介護人材の採用について説明いたします。

また、外国人介護人材の採用方法については、技能実習制度及び特定技能制度を中心に解説し、実例等をご紹介いたします。

研修ライブ動画 Web 配信のお知らせ

昨今の新型コロナウイルス流行を鑑み、インターネットによるオンデマンド動画配信形式にて研修を行うことといたしました。是非この機会に Web でのご受講をご検討ください。

1 主 催 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

2 開催形式 オンデマンド動画配信

- こちら研修は配信期間内であれば、いつでもどこでも受講可能です。
- 申込後 5 営業日以内を目処に、請求書を発送いたします。
- 受講費のご入金が確認できた方から受講のご案内をメールにてご連絡いたします。

3 申込期間 令和 5 年 1 月 10 日（火）～令和 5 年 4 月 14 日（金）

**4 配信期間 令和 5 年 2 月 28 日（火）～令和 5 年 4 月 28 日（金）
(事前申込みを完了した方が対象)**

5 受講費 会 員：3,000円 / 非会員：6,000円

6 受講対象 採用に関する業務を行う方・外国人介護人材の採用に興味がある方

全国老施協ホームページ（<https://www.roushikyo.or.jp/>）の「募集・申込」⇒「研修・動画・資料等の申込」にアクセスいただき、お申し込みください。
（※全国老施協会員の方は、必ず会員ログインのうえご購入ください）

※申込内容の変更や参加取消を行いたい場合は、【9】問い合わせ先までご連絡ください。

※配信開始日以降の受講費のご返金は原則として対応いたしかねます。

※配信開始日の前日までに申込み取消のご連絡を頂いた場合、受講費のお振込は必要ありません。

※お申込により知り得た個人情報（氏名、住所、連絡先等）については、個人情報保護法に基づき、研修運営業務（参加者の管理、参加者への連絡、請求書の送付等）以外には使用しません。

時 間	内 容
	<p>開会挨拶</p> <p>公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 介護人材対策委員会 委員長 太田 二郎</p>
120 分程度	<p>1. 人材確保のための広報戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 採用マーケティングの考え方について ● ミスマッチを防ぐための採用ターゲットの設定(ターゲット) ● 職場の魅力の見つけ方と魅力のPR方法(メッセージ) ● 効果的・効率的な発信&対応方法について(プロセッシング) ● 新型コロナウイルス禍における採用活動について(Web 面接の対応方法含) <p>【講師】 株式会社リクルート HELPMANJAPAN グループ シニアエバンジェリスト 坂本 宗庸 氏</p>
120 分程度	<p>2. 初めての外国人介護人材の採用に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 技能実習制度及び特定技能制度の内容について ● 採用前、採用後における準備する内容 ● スケジュールおよび費用感 ● 注意が必要な事項 <p>【ファシリテーター】 公益社団全国老施協 外国人介護人材対策部会 部会長 櫻井 博規</p> <p>【ゲストスピーカー】 ICHIGOICHI CONSULTING,INC 代表取締役 三浦 一生 氏 株式会社 ONODERA USER RUN 取締役専務執行役員 武井 亮二 氏</p>

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 (担当: 深沼・田中・青木)
 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-1 塩崎ビル 7F
 TEL: 03-5211-7700 FAX: 03-5211-7705
 E-mail: js.jinzai@roushikyo.or.jp
 URL: <http://www.roushikyo.or.jp/>

先進事例特集

現場視点の介護施設におけるロボット・ICT導入

～全国より特養3施設の導入事例を紹介～



プログラム

*各動画の時間は10~15分程度です。

利用者と職員双方の安全を考慮した 福祉用具と介護ロボットのベストな組み合わせの追求

主な導入機器：天井及び床走行各種リフト・眠りscan・Hug等

[富山県] 社会福祉法人喜寿会 特別養護老人ホーム七美ことぶき苑

URL: <https://youtu.be/2YHX2D5Sybw>

施設内の情報共有の最適化による職員の精神的負担の軽減の追求

主な導入機器：HAL・コミュニケーションロボットパルロ

次世代予測型見守りシステムネオスケア・移乗サポートロボット・Hug等

[鹿児島県] 社会福祉法人野の花会 介護老人福祉施設アルテンハイム加世田

URL: <https://youtu.be/yVzJpSckeQQ>

身体的負担軽減と新たな技術習得方法の追求による 持続可能な経営とサービス革新

主な導入機器：マッスルスーツ・シルエット見守りセンサー・福祉の森forタブレットインカム・コミュニケーションロボット・PARO等

[東京都] 社会福祉法人 友愛十字会 砧ホーム

URL: <https://youtu.be/viDXgulhBZs>

主催／公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1塩崎ビル7階
Tel. 03-5211-7700 Fax. 03-5211-7705
Mail. js.jimukyoku02@roushikyo.or.jp
特設HP. <https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-3&category=19326&key=19364&type=contents>



公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

デジタル介護セミナー

全国老施協版 介護ICT導入モデル実証事業
～全国8ブロックの実証と機器導入の実際～



セミナー概要

全国老施協にて令和3から4年にかけて実施した「全国老施協版介護ICT導入モデル実証事業」について、全国老施協ロボット・ICT推進委員会の中山辰巳委員長、鈴木健太幹事と日本総合研究所の紀伊信之高齢社会イノベーショングループ部長をはじめ、実証施設・導入メーカーにて最新の介護DXの導入事例を紹介します。



全国老人福祉施設協議会
ロボット・ICT推進委員会委員長
中山辰巳



全国老人福祉施設協議会
ロボット・ICT推進委員会幹事
鈴木健太



日本総合研究所
リサーチ・コンサルティング部門部長
紀伊信之

プログラム

[総括]

全国老施協が目指す介護DX / 全国老施協 ロボット・ICT委員会 委員長
全国老施協のデジタル導入支援事業 / 全国老施協 ロボット・ICT委員会 幹事
全国老施協版介護ICTモデル実証事業 / 日本総研 プロジェクトリーダー

[テーマ①] 見守りの現状・課題と今回の導入事例

特別養護老人ホームにおけるモニタリングの高度化と訪室の最適化

導入施設 / 北海道ブロック代表 南幌みどり苑・近畿ブロック代表 六甲の館
導入企業 / パナソニック・バイオシルバー



[テーマ②] 介護記録の現状・課題と今回の導入事例

特別養護老人ホームにおける介護記録の効率化とチームコミュニケーションの向上

導入施設 / 東海北陸ブロック ささづ苑かすが・中国ブロック 高寿園・四国ブロック あかね
導入企業 / ケアコネクト・エクサヴィザーズ・ケアコム

[テーマ③] デジタル活用したケアの現状と今回の導入事例

特別養護老人ホームにおけるデジタルを活用した個別ケアの推進

導入施設 / 東北ブロック 春園苑・関東ブロック 砧ホーム・九州ブロック ほほえみの園
導入企業 / パラマウントベッド・ジーコム・ZIPCARE（まもる～の）

主催／公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1塩崎ビル7階
Tel. 03-5211-7700 Fax. 03-5211-7705
Mail. js.jimukyoku02@roushikyo.or.jp
特設HP. <https://www.roushikyo.or.jp/?p=we-page-menu-1-3&category=19326&key=19364&type=contents>



公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

法律相談窓口（JSリーガルサポート）の開設日のお知らせ

公益社団法人全国老人福祉施設協議会では、会員便益向上の観点から、弁護士による法律相談窓口（JSリーガルサポート）を設置しております。相談窓口の開設日時や具体的な運用については以下のとおりですので、ご承知おきくださいますようお願い申しあげます。

（JSリーガルサポートの利用）

- JSリーガルサポートを利用される場合には、原則として、毎週水曜日（祝祭日を除く）の14:00-17:00に以下の電話番号にお問い合わせください。

JSリーガルサポートの電話番号：

03-5215-7725

（4月・5月の開設日時）

- 下記日程での開設となります。（下線のある日程が原則と異なっています）

令和5年4月	5日(水) 14:00~17:00 , <u>12日(水) 13:00~16:00</u> <u>18日(火) 14:00~17:00</u> , 26日(水) 14:00~17:00
令和5年5月	10日(水) 14:00~17:00 , 17日(水) 14:00~17:00 <u>23日(火) 14:00~17:00</u> , 31日(水) 14:00~17:00

※ 担当弁護士は、宮澤潤法律事務所 長野 佑紀氏

（留意事項）

- JSリーガルサポートの開設日時については変更となる場合があります。その場合は、JSweekly等により事前に周知いたします。
- 相談内容については、例えば、介護事故に伴う損害賠償等の内容が考えられます。会員と直接関係が認められない相談内容はお受付いたしません。また、介護報酬の解釈・基準等に関する問い合わせについては、JSリーガルサポートではなくJSWEB110をご活用ください（下記参照）。

全国老施協 HP ⇒ マイページ ⇒ JSWEB110

- JSリーガルサポートの対象として無料法律相談が可能になるのは、1つの案件につき初回の法律相談に限られ、同一案件に関する2回目以降の法律相談についてはJSリーガルサポートの対象には含まれません。したがって、2回目以降の法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。
- 同様に、同一拠点に複数の施設・事業所（以下、「施設等」という。）を有する法人に関しては、当該拠点内の1施設等が既に初回の法律相談を利用されている場合には、同一案件については、他の施設等は会員番号が異なる場合であってもJSリーガルサポートを利用できませんので、法律相談等を希望される場合には、各会員と弁護士との間での別途個別契約により御対応ください。



300床未満の医療機関、介護施設・事業所、
訪問看護ステーションのみなさま

認定看護管理者 教育課程(セカンドレベル サードレベル)の受講を **支援!**



1施設あたり **300,000円** または **400,000円** を
(セカンドレベル受講費用) (サードレベル受講費用)

認定看護管理者教育課程受講に係る費用として**助成いたします。**

申請期間 2023年8月1日火～10月31日火(必着)

2023年度 認定看護管理者教育課程の受講助成金申込方法

対象

300床未満の医療機関、介護施設・事業所、訪問看護ステーション

※施設内に認定看護管理者が在籍している場合もお申し込みいただけます。

募集件数

セカンドレベル 200施設、サードレベル 190施設(1施設年間1名限り)

助成金

セカンドレベル300,000円 サードレベル400,000円

申請方法

日本看護協会公式ホームページより申請書をダウンロードし、
申請書送付先住所に郵送ください。

<https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/mncna>



申請書類

① 申請用紙(公式ホームページよりダウンロード)

② 2023年度認定看護管理者教育課程(セカンドレベルまたはサードレベル)受講決定書

申請期間

2023年8月1日火～10月31日火(必着)

選定方法

募集件数以上の応募があった場合は、認定看護管理者の在籍状況ならびに申請施設の施設種別を考慮し、選定します。

支給時期

2024年3月頃

▼【参考】認定看護管理者教育機関(セカンドレベル・サードレベル)一覧

(都道府県順・2022年12月現在)

教育機関名	セカンド レベル	サード レベル	教育機関名	セカンド レベル	サード レベル
北海道 北海道看護協会	○	○	静岡県 静岡県看護協会	○	○
札幌市立大学教育支援プロジェクトセンター	○		聖隸三方原病院認定看護管理者教育課程	○	
青森県 青森県看護協会	○	○	愛知県 愛知県看護協会	○	○
岩手県 岩手県看護協会	○	○	名古屋大学医学部附属病院看護キャリア支援室	○	
宮城県 宮城県看護協会	○	○	三重県 三重県看護協会	○	
秋田県 秋田県看護協会	○	○	滋賀県 滋賀県看護協会	○	
山形県 山形県看護協会	○	○	京都府 京都府看護協会	○	
福島県 福島県看護協会	○	○	大阪府 大阪府看護協会	○	○
茨城県 茨城県看護協会	○	○	藍野大学キャリア開発・研究センター	○	
栃木県 栃木県看護協会	○		兵庫県 兵庫県看護協会	○	○
群馬県 群馬県看護協会	○		日本看護協会神戸研修センター	○	
埼玉県 埼玉県看護協会	○	○	奈良県 奈良県看護協会	○	
上尾中央医科グループ協議会	○	○	和歌山県 和歌山県看護協会	○	
埼玉医科大学認定看護管理者教育課程	○		鳥取県 鳥取県看護協会	○	
千葉県 千葉県看護協会	○		島根県 島根県看護協会	○	
東京都 東京都看護協会	○	○	岡山県 岡山県看護協会	○	○
国際医療福祉大学生涯学習センター	○	○	広島県 広島県看護協会	○	○
日本赤十字社幹部看護師研修センター	○	○	山口県 山口県看護協会	○	○
昭和大学看護キャリア開発・研究センター	○	○	徳島県 徳島県看護協会	○	
独立行政法人国立病院機構認定看護管理者教育課程	○	○	香川県 香川県看護協会	○	○
地域医療機能推進機構本部研修センター	○	○	愛媛県 愛媛県看護協会	○	
神奈川県 神奈川県看護協会	○		高知県 高知県看護協会	○	
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	○	○	福岡県 福岡県看護協会	○	○
神奈川工科大学看護生涯学習センター	○		西南女学院大学認定看護管理者教育課程	○	
湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター 認定看護管理者教育課程	○		国際医療福祉大学九州地区生涯教育センター	○	
新潟県 新潟県看護協会	○		佐賀県 佐賀県看護協会	○	
山梨県 山梨県看護協会	○		長崎県 長崎県看護協会	○	
長野県 長野県看護協会	○	○	熊本県 熊本県看護協会	○	
富山县 富山县看護協会	○		熊本県立大学		○
石川県 石川県看護協会	○		大分県 大分県看護協会	○	
石川県立看護大学附属看護キャリア支援センター	○		宮崎県 宮崎県看護協会	○	
福井県 福井県看護協会	○		宮崎県立看護大学看護研究・研修センター	○	
岐阜県 岐阜県看護協会	○		鹿児島県 鹿児島県看護協会	○	○
※2023年度の開講等の詳細は各教育機関にお問い合わせください。					

各 位

2023年3月

公益財団法人日本生命財団

2023年度 ニッセイ財団 高齢社会助成「地域福祉チャレンジ活動助成」公募開始のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

平素は弊財団の活動につきまして、格別のご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、弊財団では、「共に生きる地域コミュニティづくり」を基本テーマに、高齢社会「地域福祉チャレンジ活動助成」を行っておりますが、2023年度の公募をこの3月より開始いたしました。

つきましては、ぜひともご応募をご検討いただければ幸いに存じます。

詳細は、下記URL、二次元コードからご確認ください。

敬具

【募集の概要】

助成内容	地域包括ケアシステムの展開と深化につながる5つのテーマのいずれかに該当する活動
助成期間	2023年10月から2年
助成金額	最大 400万 (1年 最大200万)
助成予定団体数	3団体程度
募集締切	2023年5月31日 (水) 消印有効
助成決定	弊財団選考委員会にて選考の上、 9月の理事会で決定

※詳細は「募集要項」をご覧下さい。

【募集要項・申請書関係】

こちらからご確認ください。

<http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/kourei/02.html>

(募集要項・申請書) (過去の助成実績)



【過去の採択・助成実績】

こちらからご確認ください。

<http://www.nihonseimei-zaidan.or.jp/kourei/04.html>

【お問合せ先】

〒541-0042

大阪市中央区今橋3丁目1番7号 日本生命今橋ビル4階

日本生命財団 高齢社会助成事務局

電話 06-6204-4013(10-17時)

メールアドレス kourei-fukusi@nihonseimei-zaidan.or.jp

(ご参考) 「地域福祉チャレンジ活動助成」のテーマ

地域包括ケアシステムの展開、そして深化につながる次の5つのテーマのいずれかに該当する活動です。

1. 福祉施設や福祉・介護・保健・リハビリテーション専門職と地域住民の協働によるインフォーマルなサービスづくりへ向けてのチャレンジ活動
2. 認知症(若年性認知症を含む)の人、家族と地域住民がともに行う安心、安全に暮らせる地域づくりへ向けてのチャレンジ活動(本財団恒久分野)
3. 人生の看取りまで含む生活支援*につながる実践へ向けてのチャレンジ活動
*日常生活支援、身元保証、死後対応等
4. 高齢単身者、家族介護者を含めた複合的な生活課題に対する(家族への)支援につながる実践へ向けてのチャレンジ活動
5. 高齢者、障がい者、子ども等全世代交流型の活動・就労の機会提供、社会参加づくりへ向けてのチャレンジ活動

※チャレンジとは新規の活動または現在実践している活動の新たなステージへの展開です。

人材紹介会社の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！

職業紹介サービスの法令違反に関する相談は
労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士などの採用にあたって人材紹介会社を利用し、紹介手数料などの職業紹介の条件等についてトラブルとなるケースがあります。人材紹介会社の職業紹介サービスに関して法令違反の疑いがある場合には、最寄りの都道府県労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』でご相談を受け付けていますのでご利用ください。

**法令により、人材紹介会社は以下の事項を遵守しなければなりません。
違反の疑いがあればご相談ください。**

法令で禁止または必須事項とされていること

- 手数料を必ず明示する
- 自らの紹介により就職した人 に対して、就職した日から2年間は転職の勧奨を行ってはいけない（無期雇用契約に限る）
- 「お祝い金」その他これに類する名目で、社会通念上相当と認められる程度を超えて、求職者に金銭等の提供を行ってはいけない

問い合わせ先：都道府県労働局相談窓口

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
青森	需給調整事業室	017-721-2000	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
山形	需給調整事業室	023-676-4618	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
福島	需給調整事業室	024-529-5746	愛知	需給調整事業第二課	052-685-2555	高知	職業安定課	088-885-6051
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	大阪	需給調整事業第二課	06-4790-6319	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
東京	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017			

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

その他、人材確保に関する国の取り組みは裏面をご覧ください

厚生労働省は、適正と認定した人材紹介会社を公表しています。

医療・介護・保育、それぞれの分野における認定事業者を検索できる機能を備えた特設ウェブサイトを公開していますので、ぜひご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正事業者認定制度特設ウェブサイト

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/>



- ・紹介手数料を職種別に公表している
- ・早期離職時の返戻金制度がある

など、一定の基準を満たした適正な人材紹介会社を公表しています



認定分野 医療分野

医師 歯科医師 薬剤師 看護師

リハビリテーション専門職 医療技術者 歯科衛生士

看護助手 歯科助手 栄養士・管理栄養士

キーワード 企業名またはサービスブランド

対応エリア 東京都

リセット

検索する

職種別や営業エリアごとに認定事業者を検索可能

人材確保には、ハローワークの「人材確保対策コーナー」をご活用ください

全国のハローワークで、人材確保のお手伝いをしています。

医療・介護・保育分野でも多くの事業主の方にご利用いただいています。

特に、医療・介護・保育などの人材不足分野については、全国の主要なハローワークに「人材確保対策コーナー」を設置し、求人者・求職者の皆さんに対してさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。

「人材確保対策コーナー」による支援の例

● 事業主の皆さんへの支援

- ・わかりやすい求人票作りへの助言
- ・求職者が応募しやすい求人条件の設定についての助言
- ・ハローワークに求職登録中の有資格者等へ積極的に求人を紹介

● 求職者に対する支援

予約制・担当者制による、一人ひとりの状況に応じた職業相談・職業紹介、求人情報の提供

● マッチングイベントの実施

- ・職場見学会、セミナー、就職面接会などを積極的に開催
- ・業界団体と連携し、業界の魅力を発信

ハローワーク（人材確保対策コーナー）ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>



令和5年10月から
消費税インボイス制度が始まります。

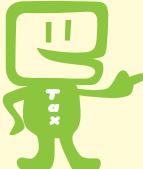
消費税
インボイス
制度

登録を予定されている事業者の方へ
登録申請はお早めに！

※制度開始時にインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、

かんたん・便利♪

e-Tax 
をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

説明会を開催中

税務署での説明会や
オンラインでの
説明会をご案内しております。

説明会ページへ



制度について詳しくお知りになりたい方は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター
などをご案内しております

ご存じですか?
医療・介護・保育分野の
紹介会社を選ぶ基準について

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度



数多くの
医療・介護・保育分野の
有料職業紹介事業者の中から
安心できる事業者を選ぶ基準の
ひとつとしてご活用ください。

医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度では、
「必須基準」「基本基準」等の基準を一定以上満たした有料職業紹介事業者を
「適正な有料職業紹介事業者」として認定しています。



適正な有料職業紹介事業者
認定制度

紹介会社の利用に際し、手数料やナース品質などにご不安はないですか？



「医療・介護・保育分野における

適正な有料職業紹介事業者認定制度」では、申請条件、必須基準、基本基準を満たす紹介会社を、「適正認定事業者」として認定しています。

何を基準に
紹介会社を選べば
よいかわからぬ…

申請条件

紹介手数料が
とても高かつたら
どうしよう…

人材を安定的に紹介できるこ
とは適正認定事業者が満たさ
るべき条件です。そのため、申請した分野の施設に対
して、少なくとも 1 つ以上の
対象職種について、①過去 2
年連続で、②年間 5 件以上の
常用就職（無期雇用）の紹介
実績があることを申請条件と
しています。

必須基準は、「法令を遵守し
ているか」を含めて適正認定
事業者が必ず満たさなくては
ならない基準です。適正認定
事業者は、分野別に定められ
た 13 ～ 15 項目のすべてを
クリアする必要があります。

早期離職時の
返戻金制度がある
紹介会社を選びたい…

安易な転職を煽るような
広告を出す紹介会社は
使いたくない…



■分野別対象職種

医療分野	介護分野	保育分野
対象職種	対象職種	対象職種
医師	介護職	保育士
看護師	うち介護福祉社士	保育教諭
リハビリテーション専門職	うち介護福祉社士以外	幼稚園教諭
医療技術者	医療職	栄養士・管理栄養士・調理員
歯科医師	リハビリテーション専門職	看護師
歯科衛生士	介護支援専門員	
看護師	介護支援専門員	
歯科衛生士	医師	
看護師、歯科助手	生活相談員、支援相談員	
看護師、歯科助手	機能制限指導専門員	
栄養士・管理栄養士	栄養士・管理栄養士	

適正認定事業者

有効期間 3 年
審査員が、認定を申請した事業者
の事業責任者等ににアリンクを実
施し、提出書類の内容を確認した
上で適正認定事業者として認定し
ます。



（認定マーク）
適正認定事業者は、認定を受けた
分野の認定マークをホームページ
や会員案内、名刺等の媒体に利用
することができます。

例

- 職種別に手数料を公表している
- 早期離職時の返戻金制度を設けている
- 求職者に「お祝い金」を支給していない
- 自らの紹介により就職した者に対し、転職勧奨をしない
- 転職活動をめだりに助長するような広告をしない
- 要配慮個人情報は、本人の同意を得ないで取得していない

医療 介護 保育 適正認定

例

- 求職者のキャリア、志向、希望の勤務時間や曜日、勤務場所等の制約等を把握した上で、適した就業先の紹介を行っている
- 求職者からの求人申し込みは、電話だけではなく、書面、FAX、メールで受け付けている
- 手数料率を含むサービス料率は、求職者に充分説明している
- 契約締結により前回合意している
- 求人情報は、一定期間の後、必要に応じて充足や変更等の確認を行っている
- 令和 4 年 10 月 1 日以降：求人情報は、求職者や求職者に定期的に情報が最新であるか確認を行う、および求職者や求職者の情報の時点を明示する。

基本基準

「必須基準」「基本基準」の詳細は、
適正認定サイトから閲覧することができます。

医療 介護 保育 適正認定

医療・介護・保育分野における 適正な有料職業紹介事業者認定制度



適正な有料職業紹介事業者
認定制度

適正認定事業者一覧 (認定日社名五十音順)

2023年2月28日時点

医療分野認定企業

株式会社エス・エム・エス エムスリーキャリア株式会社	株式会社リクルートメディカルキャリア レバレジーズメディカルケア株式会社	株式会社メディウェル
株式会社エルユース	株式会社医師のとも	株式会社CONNECT
株式会社クイック	株式会社WILLCO	株式会社エムステージ
株式会社ジョブズコンストラクション	エニーキャリア株式会社	株式会社日本メディカルキャリア
株式会社ツナガリキャリア	キャリアバンク株式会社	株式会社キャリアプランニング
ディップ株式会社	株式会社キャリアシステム	株式会社グローマス
株式会社日本教育クリエイト	クラシス株式会社	株式会社キャリア
株式会社ブレイブ	総合メディカル株式会社	株式会社CMEコンサルティング
株式会社マーキュリー	株式会社創翔アソシエイツ	株式会社ALC
株式会社マイナビ	株式会社トライトキャリア	株式会社SEプラス
株式会社メディカルジョブセンター	株式会社フロー	株式会社エム・ディー・マネジメント
株式会社メディカルリソース	株式会社メディカル・プリンシブル社	日本メディカルコネクション株式会社
		株式会社ファーストコネクト

介護分野認定企業

アフィニティ・グループ株式会社	株式会社ブレイブ	株式会社トライトキャリア
株式会社エス・エム・エス	株式会社マイナビ	株式会社ドットコム・マーケティング
株式会社エルユース	株式会社メディカルジョブセンター	株式会社ウィルオブ・ワーク
株式会社クイック	ライクスタッフィング株式会社	株式会社キャリアプランニング
株式会社ジョブズコンストラクション	レバレジーズメディカルケア株式会社	株式会社キャリア
ディップ株式会社	株式会社キャリアシステム	株式会社ALC
株式会社日本教育クリエイト	株式会社ゼフィロス	株式会社ファーストコネクト

保育分野認定企業

株式会社エス・エム・エス	株式会社マイナビ	株式会社アスカ
株式会社ジョブズコンストラクション	ライクスタッフィング株式会社	株式会社アスカクリエート
Simple 株式会社	株式会社あんだんて	株式会社CMEコンサルティング
株式会社ネクストビート	株式会社トライトキャリア	
株式会社ブレイブ	株式会社メディカルジョブセンター	



一般社団法人 日本人材紹介事業協会 (略称・人材協)

厚生労働省同制度受託事業者



適正認定サイトでは、最新の適正認定事業者の社名検索をはじめ、認定事業者のサービス名称、対象職種別の常用就職の紹介実績数（目安）、サービス対応エリア等を確認することができます。

医療 介護 保育 適正認定



適正認定事業者／認定制度に対する苦情・ご意見・ご要望はこちら



分野別適正事業者認定制度運営事務局 苦情・ご意見・ご要望窓口

認定制度の不明点等のお問い合わせをはじめ、適正認定事業者に関する苦情・ご意見・ご要望についても、こちらの窓口で随時受け付けています。苦情については事実確認の上、本認定制度協議会（※）に報告します。また、必要に応じて当該事業者にしかるべき回答を求めます。

※本認定制度協議会は、労働関連法等を専門とする有識者、医療・介護・保育それぞれの業界団体を代表する委員から成り、本認定制度全体をガバナンスする役割を担っています。

<https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/consultation/>

認定後においても求人者の苦情や評価を認定事業者にフィードバックすることで、サービス品質の維持、改善を図っていきます。

1. 顧客推奨度調査の実施

年1回、求人者団体（医療・介護・保育の関連団体）にご協力いただくことで、適正認定事業者の「顧客推奨度調査」を実施。調査結果は、求人者団体へ報告するほか、適正認定事業者の利用状況の把握や認定制度の改善に活用します。

2. 認定事業者に関する苦情窓口の運営

ご意見・苦情等は事実確認の上、本認定制度協議会に報告し、必要に応じて適正認定事業者にフィードバックし、回答を求めます。

本認定制度は、以下団体の協力により創設され、令和3年度から実施しています。（五十音順）

医療分野

（公社）全日本病院協会、（公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（公社）日本看護協会、（公社）日本歯科医師会、（公社）日本精神科病院協会、（一社）日本病院会

介護分野

（一社）全国介護事業者連盟、（社福）全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会、高齢者住まい事業者団体連合会（（公社）全国有料老人ホーム協会、（一社）全国介護付きホーム協会、（一社）高齢者住宅協会）、（公社）全国老人福祉施設協議会、（公社）全国老人保健施設協会

保育分野

（社福）全国社会福祉協議会 全国保育協議会、（公社）全国私立保育連盟、（社福）日本保育協会